

## 芳賀地区広域行政事務組合消防本部NET119緊急通報システムの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部NET119緊急通報システム(以下「NET119」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「NET119」とは、聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末(インターネット機能を利用する事ができる携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいう。以下「インターネット端末」という。)を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害等により、音声で会話することが困難である者で、芳賀地区広域行政事務組合消防本部管内(真岡市、益子町、茂木町、市貝町又は芳賀町)に在住、在勤又は在学の者

(2) その他消防長が特に必要であると認める者

(登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、NET119緊急通報システム利用登録申請書(第1号様式。以下「登録申請書」という。)を消防長に提出するものとする。

(登録)

第5条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者の情報をNET119に登録するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、NET119緊急通報システム利用登録変更届出書(第2号様式)を消防長に提出しなければならない。

(1) 登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

(2) NET119の利用を中止するとき。

(3) 利用するインターネット端末を交換したとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を取り消すことができる。

(1) 前条第2号の規定による届出があったとき。

(2) 不正な申請等が認められたとき。

(3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 NET119の利用料は無料とする。ただし、NET119の利用に伴う通信料は、登録者の負担とする。

(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報については、芳賀地区広域行政事務組合個人情報保護条例(平成17年条例第5号)その他の関係法令を遵守し、利用者に関する情報の適正な管理及び保護に努め、目的以外の利用は行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 NET119の利用に係る登録の申請その他必要な行為は、この要綱の施行日前においても、第4条から第7条の規定の例により行うことができる。